

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年4月26日

今治市監査委員 木原盛展
同 渡部豊

監査対象機関	監査結果報告書の日付
市議会事務局 議会総務課	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 市長への負担金請求に添付した、歳出経費に係る明細書の写し等に記載された宛名が統一されていなかったため、正しい宛名で統一するよう、今後は適切に事務処理されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 市議会のインターネット中継は、ケーブルテレビの未加入者や視聴区域外の方に対する地域格差をなくすため、また開かれた議会対応のために実施されているが、さらなる周知に努められたい。</p> <p>2 議事調査係内において、特定の職員に時間外勤務が集中していたため、負担が過重にならないよう、業務の調整を行うなど労務管理を適正に行うようにされたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 正しい宛名で統一されるよう、宛名をメール等で正しく伝えるなど、適切に事務処理を行います。</p>	

(意見)

- 1 市議会のインターネット中継について、当時の広報広聴委員会の提案を受け、議会運営委員会の決定により、平成 26 年 12 月定例会から実施しています。現在、市議会をインターネット（今治市議会ホームページ）で視聴できることについて、広報いまばり、今治市公式 SNS、市民課の広告付番号案内システムで周知を行っておりますが、コミュニティ FM でのお知らせなど、広報広聴特別委員会において検討を進めていただきます。

- 2 管理職と勤務したものや、総務係と連携して業務を行ったものが多数ありましたが、係内での業務の進め方や分担等について、適正に実施します。